

# 西条市 循環型社会形成推進地域計画

令和元年 1 1 月

西 条 市



## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	西条市
面積	510.03 km <sup>2</sup> (令和元年 7 月 1 日現在)
人口	109,235 人 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

### (2) 計画期間

本計画は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。  
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

西条市（以下「本市」という）では、平成 29 年 3 月に策定した「西条市一般廃棄物処理基本計画」において、目指すべき姿を「豊かな自然環境を育む循環型社会形成推進都市・西条」とし、①循環型社会を目指して 3R を推進する、②ごみ処理に係る環境への負荷を可能な限り低減する、③市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりに取り組む、の 3 つを基本方針として施策を進めている。

本市のごみは、道前クリーンセンター（焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤード）及び 4 箇所の最終処分場、民間資源化業者により処理されている。

本市の平成 30 年度末におけるごみの総排出量は、集団回収量も含め 43,381 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／ごみの総処理量＋集団回収量）は 9.3%となっており、さらなるごみ減量・資源化が求められている。

今後は、リサイクル推進に向けた収集システムの整備やごみの適正処理を推進する一方、循環型社会を支えていく人づくりやごみの発生・排出抑制に向けた取り組みを行うなど、ごみ処理に係る総合的な施策を実施する。

また、道前クリーンセンターの老朽化が進んでいることから、ごみの安定処理を維持するため、現施設の基幹的設備改良を行い、施設の延命化を図ることとしている。

一方、本市では、生活排水処理対策を積極的に図ることで、カブトガニが生きられるような自然と人間が共生した環境づくりを目指している。

本市の生活排水は、西条市が運営する公共下水道が 2 施設及び住民が個別に設置・管理する合併処理浄化槽により処理されている。その他、汲み取りし尿と浄化槽汚泥を処理する西条市運営のし尿処理施設（ひうちクリーンセンター）がある。

本市の平成 30 年度末における生活雑排水処理人口は、総人口に対して 72.9%であり、

残りは汲み取りや単独処理浄化槽で対応している。一部地域においては、小河川や農業用水路に生活排水が排出され海域へ流入していることから、農作への影響も無視できない状況にある。

今後は、水環境を保全するため公共下水道の整備などを進める一方、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の設置世帯に対して公共下水道等への接続や合併処理浄化槽への切り替えの啓発・指導を行うなど、生活排水処理に係る総合的な施策を実施する。

また、汲み取りし尿と浄化槽汚泥を処理する過程において発生する汚泥の有効利用を進めること、汲み取りし尿と浄化槽汚泥の安定処理のため、ひうちクリーンセンターを更新した。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

愛媛県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町の意見等を踏まえながら「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定している。

その中で西条市は単独で処理する区域として位置づけられているが、将来的に新施設を整備する際には、近隣市との広域処理の実現可能性についても検討していく予定である。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

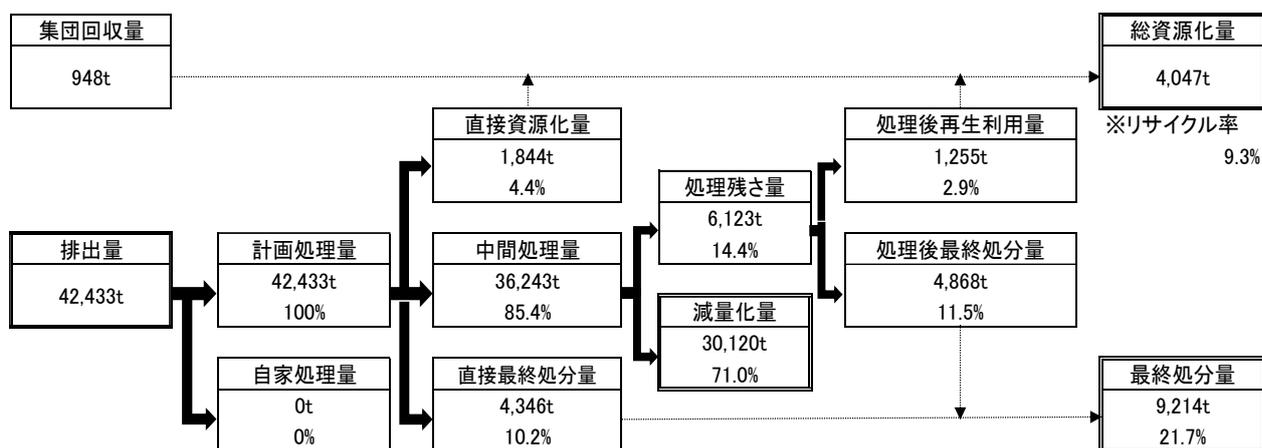
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、43,381 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,047 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／ごみの総処理量＋集団回収量）は 9.3%である。

中間処理による減量化量は 30,120 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 7 割が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の約 22%に当たる 9,214 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 33,721 トンである。道前クリーンセンター（焼却施設）では、焼却処理の際に発生する余熱を温水により回収し、余熱の有効利用に努めている。



※ %は排出量及び集団回収量の合計に対する割合

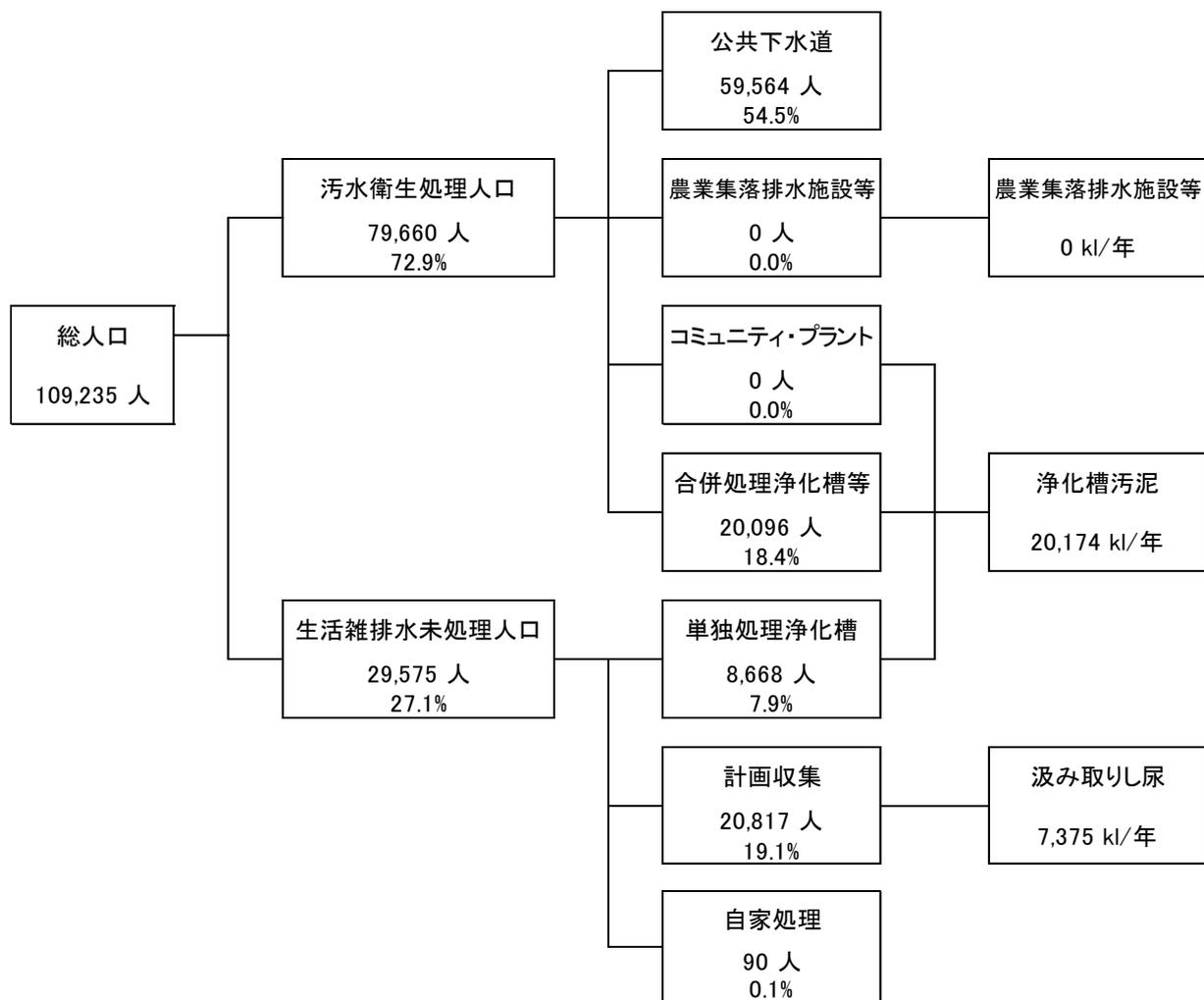
※割合 (%) は、四捨五入で算出しているため、合計があわない場合がある。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

## (2) 生活排水の処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理現状及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は図 2 に示す通りである。生活排水処理対象人口は 109,235 人であり、汚水衛生処理人口は 79,660 人、汚水衛生処理率は 72.9% である。

し尿発生量は 7,375kl/年、浄化槽汚泥発生量は 20,174kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 27,549kl/年である。



※割合（%）は、四捨五入で算出しているため、合計が 100%にならない場合がある。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成30年度)		目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和7年度)	
排出量	事業系 総排出量	12,375	トン	11,675	トン (-5.7%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.42	トン/事業所	2.28	トン/事業所 (-5.6%)
	生活系 総排出量	30,058	トン	28,373	トン (-5.6%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	258	kg/人	233	kg/人 (-9.7%)
合計	生活系・事業系総排出量合計	42,433	トン	40,048	トン (-5.6%)
再生利用量	直接資源化量	1,844	トン (4.4%)	2,599	トン (6.5%)
	総資源化量	4,047	トン (9.3%)	4,791	トン (11.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	— 不明	MWh GJ	— 不明	MWh GJ
減量化量	減量化量(中間処理前後の差)	30,120	トン (71.0%)	28,488	トン (71.1%)
最終処分量	埋立最終処分量	9,214	トン (21.7%)	7,778	トン (19.4%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量の合計に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)  
(\*事業所数は5,100事業所(H26年度実績)を用いた。)

※3 (1人当たりの排出量)=[(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)]/(人口)  
(\*現状の人口は109,235人(H30年度実績)、将来の人口は総合戦略の人口ビジョンで示された変化率を用いて、住民基本台帳登録人口をベースに設定した110,465人を用いた。)

《用語の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

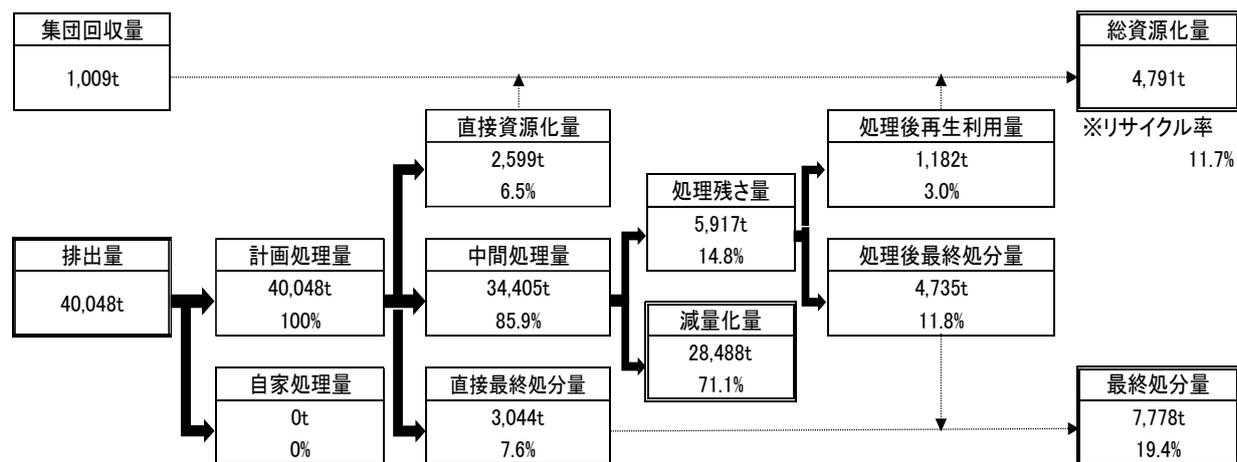
再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]及び熱利用量[単位:GJ]

※熱利用量は、温水発生器を用いて利用しているが、測定ができないため、利用量は不明。

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]



※ %は排出量及び集団回収量の合計に対する割合

図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和7年度)

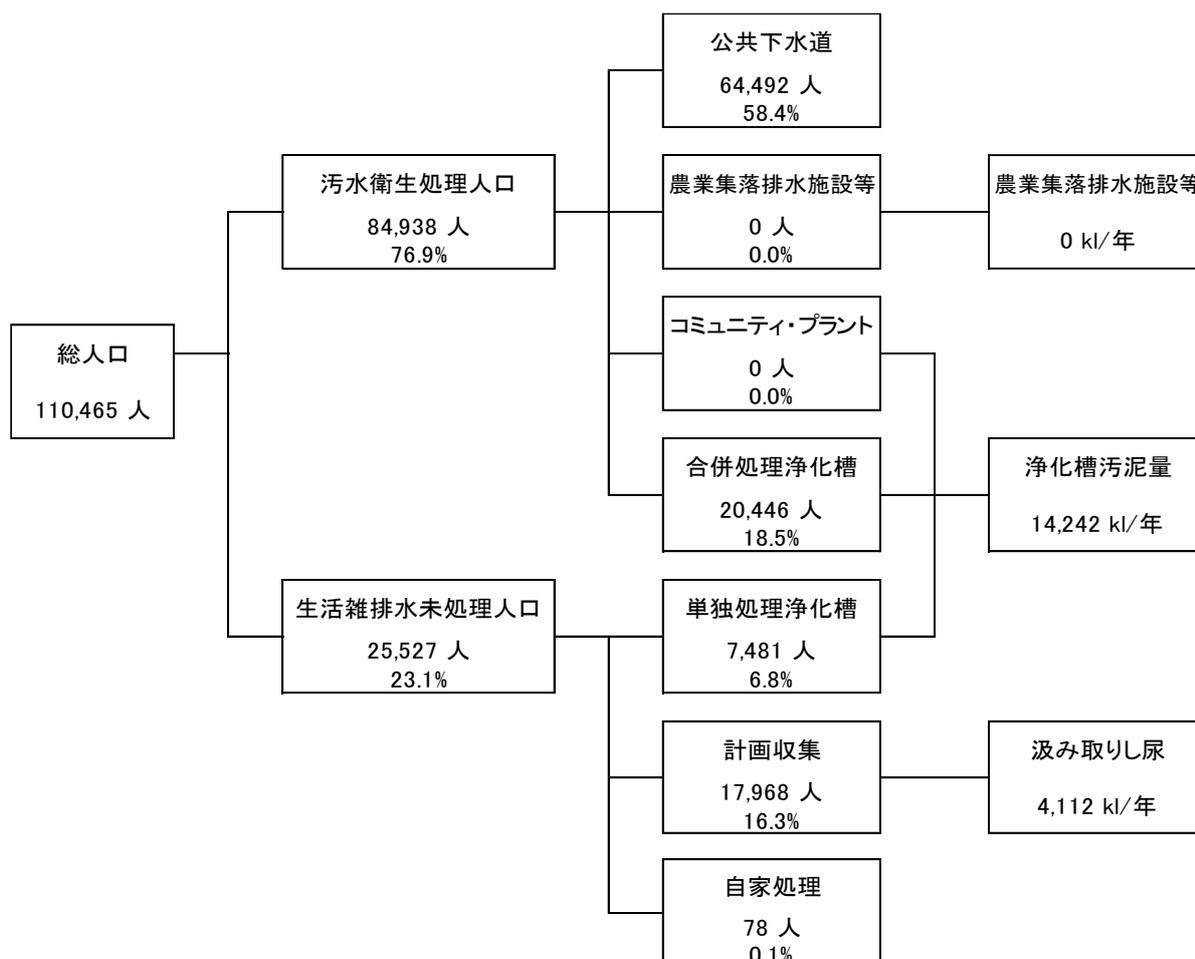
(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおりである。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 30 年度 実績		令和 7 年度 目標	
処理形態別人口	公共下水道	59,564 人	(54.5%)	64,492 人	(58.4%)
	農業集落排水施設等	0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	コミュニティ・プラント	0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	合併処理浄化槽等	20,096 人	(18.4%)	20,446 人	(18.5%)
	未処理人口	29,575 人	(27.1%)	25,527 人	(23.1%)
	合 計	109,235 人		110,465 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	7,375 キロリットル		4,112 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	20,174 キロリットル		14,242 キロリットル	
	農業集落排水汚泥量	0 キロリットル		0 キロリットル	
	合 計	27,549 キロリットル		18,354 キロリットル	

※割合 (%) は、四捨五入で算出しているため、合計が 100%にならないことがある。



※割合 (%) は、四捨五入で算出しているため、合計が 100%にならない場合がある。

図 4 生活排水の処理状況フロー (令和 7 年度)

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ■ごみ対策

##### ア ごみ減量に向けた市民意識の啓発

- ・ごみ減量の取組を市民に促すため、我が国におけるごみ問題や本市のごみ処理の現状等について正しく理解してもらい、取組の必要性とその具体的な方法をわかりやすく伝えることによって、自ら考えて行動する人を育む。

##### イ 小・中学校等における環境教育の推進

- ・将来を担う子どもたちの環境教育を進め、実際どのようにごみ処理が行われているかを「聞く、知る、体験する」ことを通じて、子どもたちが循環型社会に関心を持ち、その必要性について考え、行動するためのきっかけをつくる。

##### ウ 生活系ごみの有料化の検討

- ・現状、生活系ごみについては、各戸に毎年一定枚数の「もえるごみ」・「もえないごみ」の指定ごみ袋と「粗大ごみ」の処理券を無料で配布しており、それを上回って排出する場合のみ、指定ごみ袋と処理券を有料としている。また、道前クリーンセンターへの直接搬入に関しても指定袋を使用していない場合は有料としている。今後は、ごみの発生・排出抑制に対する市民の行動意欲を高めていくため、ごみ処理に関する手数料を含めて、これまでの制度を見直して有料化を検討する。

##### エ リユース・リペアの促進

- ・衣服や食器類などをはじめとして、まだ使えるにも関わらず流行や嗜好に合わないことを理由に、ごみとして捨てられているものがある。また、おもちゃ、家具、自転車等、壊れて捨てられたものの中には、修理すれば再び使えるものも少なくない。これらのものを寿命が来るまで大切に使い切るため、リユース(再利用)・リペア(修理)を促進する。

##### オ 生ごみ・食品残さの減量

- ・生活系「もえるごみ」のごみ質調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体の40%弱が生ごみ・食品残さであり、ごみの発生・排出抑制に向けては、これらの減量を図ることが最も有効な取組といえる。このため、生ごみ・食品残さがどのように発生するか把握に努めるとともに、発生した生ごみ等を減量する市民の取組を促進する。

##### カ 市民・事業者との協働による取組

- ・日常の消費活動においては、商品の過剰包装やレジ袋の使用がごみの発生につながっている。こうしたごみを減らすため、商品の簡易包装や、リサイクル製品・再使用可能なリターナブル容器による商品の販売など、市民(消費者)と事業者(製造者・販売者等)が相互に理解し合いながら、協働による取組を進めていく。

キ 事業系ごみの減量に向けた取組

- ・ごみの発生・排出抑制を推進していくためには、事業系ごみの減量対策が不可欠である。このため、事業者に対してさらなるごみの減量・資源化を働きかけるとともに、経済的な手法を用いることによって、事業系ごみの減量に向けた取組を促進する。また、令和元年度から飲食店、宿泊施設等を対象に「おいしい食べきり運動推進店」を募集し、食べ残しを減らすための意識啓発を図る。

ク プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進

- ・家庭系「もえるごみ」のごみ質調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体の20%弱がプラスチック類である。その大半は、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルの対象となっているプラスチック製容器包装類であるが、本市ではこれらの分別収集は未実施である。このため、リサイクル率の向上を目指して、リサイクルの動向を注視しながら、プラスチック製容器包装類の分別収集と再資源化の検討を行う。

ケ 資源ごみの分別収集体制の強化

- ・家庭から排出されるごみの中には、「資源ごみ」として分別すれば再資源化できるものが、まだ少なからず含まれている。それらをできる限り再資源化のルートに載せ、リサイクル率を向上させるため、分別収集体制の強化に取り組む。具体的には、まず、雑紙を資源ごみとして出すよう普及啓発に努める。

コ 分別方法の普及・啓発

- ・資源ごみの分別収集体制の強化を踏まえて、これらの取組と連動する形で、市民に対する分別方法の普及・啓発を進めていく。また、令和元年度から運用を開始したごみ分別アプリの利用促進を図る。

■生活排水対策

ア 家庭での取組み推進

- ・調理くず等を排水へ流さない、洗濯用洗剤の適量使用、風呂の残り湯利用等、家庭で出来る取組みについて広報誌に記載し、推進していく。

イ てんぷら油の回収

- ・てんぷら油の回収はH25年5月より開始しており、今後広報等により周知していく。

ウ 浄化槽の適正管理の徹底

- ・新設浄化槽設置者には適正な維持管理についての啓発を行う。
- ・浄化槽の適正管理を実施していない浄化槽管理者には適正管理の案内をする。
- ・不適正浄化槽に対し立入検査を実施する。

## (2) 処理体制

### ア 環境に配慮したごみ処理の推進

ごみ処理は、「もえるごみ」の焼却、最終処分など、地球環境や地域の生活環境・自然環境等に与える影響が大きい事業である。このことを念頭に、環境保全に向けて、できる限り環境負荷の少ない環境に配慮したごみ処理を推進していく。

### イ 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

今後は、資源ごみの分別収集体制の強化に取り組みつつ、ごみ減量に向けて周知・啓発に取り組む。

### ウ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後も、生活系ごみの分別区分に準じ処分を行う。また、ごみの減量について周知を行う。

### エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理では、各処理区にて公共下水道の整備を進めていくとともに、合併処理浄化槽の整備等を進めていく。また、汲み取りし尿と浄化槽汚泥は、ひうちクリーンセンターで処理していたが、老朽化していることから新施設を整備し、引き続き適正な処理に努めていく。

### オ 今後の処理体制の要点

ごみの安定処理を維持するため、道前クリーンセンターの基幹的設備改良を行うことで二酸化炭素の排出抑制に努め、市民への啓発を行いリサイクル率の向上を目指し、ごみの減量に取り組む。また、将来の安定的なごみ処理かつ環境保全の観点から、新ごみ処理施設の整備検討を行う。

また、汲み取りし尿と浄化槽汚泥の安定処理を維持するため、ひうちクリーンセンターの整備事業を行ったことから、さらなる安定処理を目指す。

表 3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成30年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
もえる ごみ	焼却	西条市道前クリーン センター(焼却施設)	資源化・埋立(西条市一般廃棄物最終処分場)	20,464
もえない ごみ	破碎・選別	西条市道前クリーン センター粗大ごみ処 理施設	資源化・焼却(西条市道前クリーンセンター (焼却施設))・埋立(西条市一般廃棄物最終 処分場)	1,702
粗大ごみ	破碎・選別	西条市道前クリーン センター粗大ごみ処 理施設	資源化・焼却(西条市道前クリーンセンター (焼却施設))・埋立(西条市一般廃棄物最終 処分場)	1,736
乾電池	資源化	民間業者引渡し		33
資源ごみ (古紙)	資源化	民間業者引渡し		1,399
資源ごみ (ガラスびん)	資源化	民間業者引渡し		291
資源ごみ (ペットボトル)	圧縮・梱包	西条市道前クリーン センターペットボトル 資源化施設	資源化・焼却西条市道前クリーンセンター(焼 却施設)	87
直接埋立 ごみ	埋立	西条市 一般廃棄物最終処分場 (船屋・東予・丹原・東部)		4,346



今 後 (令和7年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理量見込 (トン)
		一次処理	二次処理	
もえる ごみ	焼却	西条市道前クリーン センター(焼却施設)	資源化・埋立(西条市一般廃棄物最終処分場)	19,134
もえない ごみ	破碎・選別	西条市道前クリーン センター粗大ごみ処 理施設	資源化・焼却(西条市道前クリーンセンター(焼却施設))・埋立(西 条市一般廃棄物最終処分場)	1,779
粗大ごみ	破碎・選別	西条市道前クリーン センター粗大ごみ処 理施設	資源化・焼却(西条市道前クリーンセンター(焼却施設))・埋立(西 条市一般廃棄物最終処分場)	1,802
乾電池	資源化	民間業者引渡し		27
資源ごみ (古紙)	資源化	民間業者引渡し		2,167
資源ごみ (ガラスびん)	資源化	民間業者引渡し		301
資源ごみ (ペットボトル)	圧縮・梱包	西条市道前クリーン センターペットボトル 資源化施設	資源化・焼却西条市道前クリーン センター(焼却施設)	119
直接埋立 ごみ	埋立	西条市 一般廃棄物最終処分場 (東予・丹原・東部)		3,044

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の処理体制で処理を行うため、表 4 のとおり、必要な施設整備を行う。

表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設	道前クリーンセンター基幹的設備改良事業	200 t /日	西条市小松町大頭 甲 1200 番地	令和 3～ 令和 6 年度

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については表 5 のとおり行う。

表 5 合併浄化槽の整備事業計画

事業番号	事業	直近の整備済基数 (基) (平成 30 年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業計画
2	浄化槽設置 整備事業	134	900	2,069	令和 2～ 令和 6 年度
	合計	134	900	2,069	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	道前クリーンセンター基幹的設備改良事業（事業番号 1）に係る生活環境影響評価調査業務	生活環境影響調査	令和元～ 令和 2 年度
32	道前クリーンセンター基幹的設備改良事業（事業番号 1）に係る発注支援業務	発注支援	令和元～ 令和 2 年度

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ■ごみ対策

#### ア ごみの散乱等の防止

ごみの発生・排出抑制に向けた取組を進める傍ら、市民アンケート調査結果では、ごみのポイ捨てや不法投棄の増加を懸念する意見が多く寄せられている。このことを踏まえ、引き続き良好な地域の美観や環境を保全するため、ごみの散乱等の防止に取り組む。

#### イ 災害ごみ処理対策の充実

近年は、全国各地で地震が頻発しており、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとして、大規模な被害に至るケースも多くなっている。また、異常気象による風水害も多く発生しており、私たちの生活を脅かす要因となっている。このような事態に備え、災害時の生活ごみに加えて、建築物の倒壊や破損、濁流等によって発生するがれきや倒木などの非日常的な災害ごみの処理対策の充実を図る。

#### ウ 災害廃棄物処理計画の策定状況・処理概要

平成31年に策定した西条市災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

※仮置場・・・西条市内の69か所を候補地とする。

※最終処分場・・・西条市東部一般廃棄物最終処分場を候補地とする。

### ■生活排水対策

#### ア 有機性廃棄物の処理

ひうちクリーンセンターでは、学校等で排出される生ごみを投入し、し尿・汚泥と共に処理する。

#### イ 汚泥資源化

し尿等を処理する過程で発生する汚泥は助燃剤化を行う。製造された助燃剤については熱回収施設の助燃剤として活用できるよう利用者側との調整を図る。

さらに、施設計画に向けて、搬出形態や助燃剤の性状を考慮して、検討を行う。

#### ウ 災害時のし尿処理に関する事項

大規模災害時には、避難所等に仮設トイレが設置されることにより、し尿の処理需要が発生する。また、下水道及びし尿処理施設等の生活排水処理施設が損壊することによる処理能力の低下が予想される。し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集処理する必要があるため、速やかに体制を確立し、処理施設の応急復旧を実施する。また、施設の処理体制が整うまでの間は素掘り、仮設トイレ等での処理を指導する。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本市は、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、愛媛県及び国と協議しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

(添付書類一覧)

◎様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

◎様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

◎様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

【参考資料様式 2】 施設概要（エネルギー回収施設系）

【参考資料様式 6】 施設概要（浄化槽系）

【参考資料様式 7】 計画支援概要

- 添付資料 1 : 対象地域図
- 添付資料 2 : 目標の設定に関するグラフ等
- 添付資料 3 : 分別区分説明資料
- 添付資料 4 : 現有施設の概要
- 添付資料 5 : 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
- 添付資料 6 : 地域内の施設の現況と予定（位置図）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (令和元年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	愛媛県西条地域	(2) 地域内人口	109,235 人	(3) 地域面積	510.03 km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	西条市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

※計画地域を地図上に示したものを添付 (添付資料 1)

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状 (排出量等に対する割合 <sup>※1</sup> )					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	12,315	12,434	12,764	12,631	12,375	11,675
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所) <sup>※2</sup>	2.40	2.43	2.49	2.47	2.42	2.28
	生活系 総排出量(トン)	32,746	31,827	31,078	30,494	30,058	28,373
	1人当たりの排出量(kg/人) <sup>※3</sup>	270	265	259	256	258	233
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	45,061	44,261	43,842	43,125	42,433	40,048
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,273 (5.0%)	2,099 (4.7%)	2,152 (4.9%)	2,083 (4.8%)	1,844 (4.4%)	2,599 (6.5%)
	総資源化量(トン)	4,752 (10.5%)	4,499 (10.2%)	4,458 (10.2%)	4,266 (9.9%)	4,047 (9.3%)	4,791 (11.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	31,781 (70.5%)	31,546 (71.3%)	31,072 (70.9%)	30,820 (71.5%)	30,120 (71.0%)	28,488 (71.1%)
		9,777 (21.7%)	9,397 (21.2%)	9,434 (21.5%)	9,074 (21.0%)	9,214 (21.7%)	7,778 (19.4%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	9,777 (21.7%)	9,397 (21.2%)	9,434 (21.5%)	9,074 (21.0%)	9,214 (21.7%)	7,778 (19.4%)

※1 表中の( )は各年度の排出量の合計に対する割合を示す。ただし、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)

(\* 現状の事業所数は、5,451事業所(H21年度実績)、5,100事業所(H26年度実績)、

うちH22~25年度は実績の年度間按分により求めた。

また、H27年度以降は5,100事業所(H26年度実績)を用いた。)

※3 (1人当たりの排出量)=[(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)]/(人口)

※指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付 (添付資料 5)

3 一般廃棄物処理施設（焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の現状と更新、廃止、新設の予定

施設名	種類	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
			型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
西条市道前クリーンセンター	焼却施設(熱回収施設)	西条市	流動床式(全連続運転)	有	200t/日	H3.11	R7.3	老朽化	流動床式(全連続運転)	R7.3	200t/日	
西条市道前クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	不燃・粗大ごみ処理施設	西条市	破碎+選別	有	30t/5h	H3.11	R7.3	老朽化	破碎+選別	R7.3	30t/5h	

※更新、廃止、申請の内容は、基幹的設備改良に係る内容である。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度
総人口		112,363	111,799	111,194	110,236	109,235	110,465
公共下水道	污水衛生処理人口	55,671	57,931	57,986	59,536	59,564	64,492
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	49.5%	52.1%	52.1%	54.0%	54.5%	58.4%
集落排水施設等	污水衛生処理人口	1,535	1,534	1,494	0	0	0
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	1.4%	1.4%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
コミュニティ・プラント	污水衛生処理人口	2,142	0	0	0	0	0
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	19,375	19,637	20,023	20,117	20,096	20,446
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	17.2%	17.7%	18.0%	18.2%	18.4%	18.5%
未処理人口	污水衛生未処理人口	33,640	32,697	31,691	30,583	29,575	25,527

※指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付（添付資料5）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容		
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次
浄化槽設置整備事業	西条市	5,813	16,193	H2	900	2,069	R6

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（令和 2 年度）

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考		
			単位		開始	終了	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			
○エネルギー回収等に関する事業							3,965,250		339,483	1,360,691	1,789,492	475,584	2,320,350		120,683	905,658	1,050,559	243,450	
道前クリーンセンター基幹的設備改良事業	1	西条市	200	t/日	R3	R6	3,965,250		339,483	1,360,691	1,789,492	475,584	2,320,350		120,683	905,658	1,050,559	243,450	
○合併処理浄化槽に関する事業							190,355	38,071	38,071	38,071	38,071	38,071	158,520	31,704	31,704	31,704	31,704	31,704	
浄化槽設置整備事業	2	西条市	900	基	R2	R6	190,355	38,071	38,071	38,071	38,071	38,071	158,520	31,704	31,704	31,704	31,704	31,704	
○施設整備に関する計画支援事業							9,460	9,460					9,460	9,460					
道前クリーンセンター基幹的設備改良事業（事業番号2）に係る生活環境影響評価調査業務	31	西条市			R1	R2	880	880					880	880					
道前クリーンセンター基幹的設備改良事業（事業番号2）に係る発注支援業務	32	西条市			R1	R2	8,580	8,580					8,580	8,580					
合計							4,165,065	47,531	377,554	1,398,762	1,827,563	513,655	2,488,330	41,164	152,387	937,362	1,082,263	275,154	

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		R2	R3	R4	R5	R6	
排出抑制、再 使用の推進に 関するもの	11	ごみ減量に向けた市民意識の啓発	ごみ減量に向けて、自ら考えて行動する人を育む。	西条市	R2	R6		情報提供・地域学習会等					
	12	小・中学校等における環境教育の推進	子どもたちが循環型社会の構築に向けて行動するためのきっかけをつくる。	西条市	R2	R6		出前講座・見学会					
	13	家庭系ごみの有料化の検討	一定枚数の指定袋と処理券の無料配布制度を見直して有料化を検討する。	西条市	R2	R6		検討					
	14	リユース・リペアの促進	捨てられているもの、修理すれば再び使えるもののリユース・リペアを促進する。	西条市	R2	R6		不用粗大ごみの戸別収集・不用品交換に係る情報交流					
	15	生ごみ・食品残さの減量	生ごみ・食品残さ発生の現状把握と、生ごみ等減量の市民の取組を促進する。	西条市	R2	R6		生ごみ処理機等の購入補助・ダンボールコンポスト等の普及促進					
	16	市民・事業者との協働による取組	商品の簡易包装やリサイクル製品・リターナブル容器による商品の販売など、協働による取組を進めていく。	西条市	R2	R6		エコショップの拡充とPR・マイバッグ持参の奨励					
	17	事業系ごみの減量に向けた取組	さらなるごみの減量・資源化の働きかけ、経済的な手法により、取組を促進する。	西条市	R2	R6		資源化促進に向けた働きかけ・処理手数料の改定等 「おいしい食べきり運動推進店」募集・啓発					
	18	プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進	プラスチック製容器包装類の分別収集と再資源化を進めていく。	西条市	R2	R6		検討					
	19	資源ごみの分別収集体制の強化	資源ごみの分別・再資源化を促進するため、分別収集体制の強化に取り組む。	西条市	R2	R6		分別指導、集団回収促進等					
	20	分別方法の普及・啓発	18、19を踏まえ、市民に対する分別方法の普及・啓発を進めていく。	西条市	R2	R6		ごみ分別アプリ活用と分別方法に対する意識啓発					
	21	家庭での取組推進	調理くず、洗剤の適量使用、風呂の残り湯利用などについて広報する。	西条市	R2	R6		広報等により推進					
	22	てんぷら油の回収	てんぷら油の回収について、広報等により周知する。	西条市	R2	R6		広報等により周知					
23	浄化槽適正管理の徹底	啓発資料の送付や立入検査等により、浄化槽の適正管理を促す。	西条市	R2	R6		適正管理を推進						

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		R2	R3	R4	R5	R6		
処理施設の整備に関するもの	1	ごみ焼却施設	道前クリーンセンター基幹的設備改良	西条市	R3	R6	(○)		基本設計	改修工事				
	2	合併処理浄化槽整備	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止の手段の一つとして合併処理浄化槽を整備する。	西条市	R2	R6	○	合併処理浄化槽設置整備						
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	事業番号1の計画支援	生活環境影響調査	西条市	R1	R2	○	調査						
	32	事業番号1の計画支援	発注支援	西条市	R1	R2	○	発注支援						
その他	41	ごみの散乱等の防止	良好な地域の美観や環境を保全するため、ごみの散乱等の防止に取り組む。	西条市	R2	R6		不法投棄対策等、美化推進						
	42	環境に配慮したごみ処理の推進	環境保全に向けて、できる限り環境負荷の少ない環境に配慮したごみ処理を推進していく。	西条市	R2	R6		焼却灰の無害化と有効利用、施設の適正な維持管理、施設整備方策の調査研究						
	43	災害ごみ処理対策の充実	災害時の生活ごみに加えて、がれきや倒木などの処理対策の充実を図る。	西条市	R2	R6		災害時ごみ処理の広報、周知						
	44	有機性廃棄物の処理	汚泥再生処理センターでの生ごみ処理	西条市	R2	R6		適正処理にかかる広報						
	46	災害時のし尿処理に関する事項	災害時のし尿処理体制の確立、処理施設の応急復旧	西条市	R2	R6		対策の検討						

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	西条市
(2) 施設名称	西条市道前クリーンセンター
(3) 工期	令和3年度～令和6年度
(4) 施設規模	処理能力 200 t/日（100 t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	流動床式（全連続運転）
(6) 余熱利用の有無	1 発電の有無 有（発電効率 %） ・ <input type="radio"/> 無 2 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（熱利用率 不明%） ・ 無
(7) 地域計画内での役割	二酸化炭素削減率 5%
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(9) 事業計画額	3,965,250千円
-----------	-------------

※熱利用は、温水発生器を利用して暖房や給湯に利用しているが、測定する機器がないため、熱利用率については、測定不能である。

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	西条市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	合併処理浄化槽整備を計画的に推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
(4) 事業期間	令和2年度～令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	公共下水道事業計画区域を除く西条市全域を整備対象とする(合併処理浄化槽設置整備事業実施要項第三(1)(エ)水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域に該当)。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 158,520 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(単位:千円)

区分	交付対象基数 (2,024人)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	735基 (1,690人分)	244,020	136,455	118,940
6～7人槽	135基 (310人分)	55,890	46,410	33,840
8～10人槽	30基 (69人分)	16,440	7,490	5,740
合計	900基 (2,069人分)	316,350	190,355	158,520

## 計画支援概要

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	西条市	
(2) 事業目的	道前クリーンセンター基幹的設備改良	
(3) 事業名称	道前クリーンセンター基幹的設備改良事業（事業番号 1）に係る生活環境影響調査業務	道前クリーンセンター基幹的設備改良事業（事業番号 1）に係る発注支援業務
(4) 事業期間	令和元年度～令和 2 年度	令和元年度～令和 2 年度
(5) 事業概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、周辺地域の環境に及ぼす影響（内容、程度、範囲等）について、予測・評価を行い、将来の環境保全を図る。	施設仕様の設定、業者選定に関する事業などの支援を行う。
(6) 事業計画額	14,960（千円） （うち令和 2 年度 880 千円）	16,027（千円） （うち令和 2 年度 8,580 千円）

添付資料 1 : 対象地域図

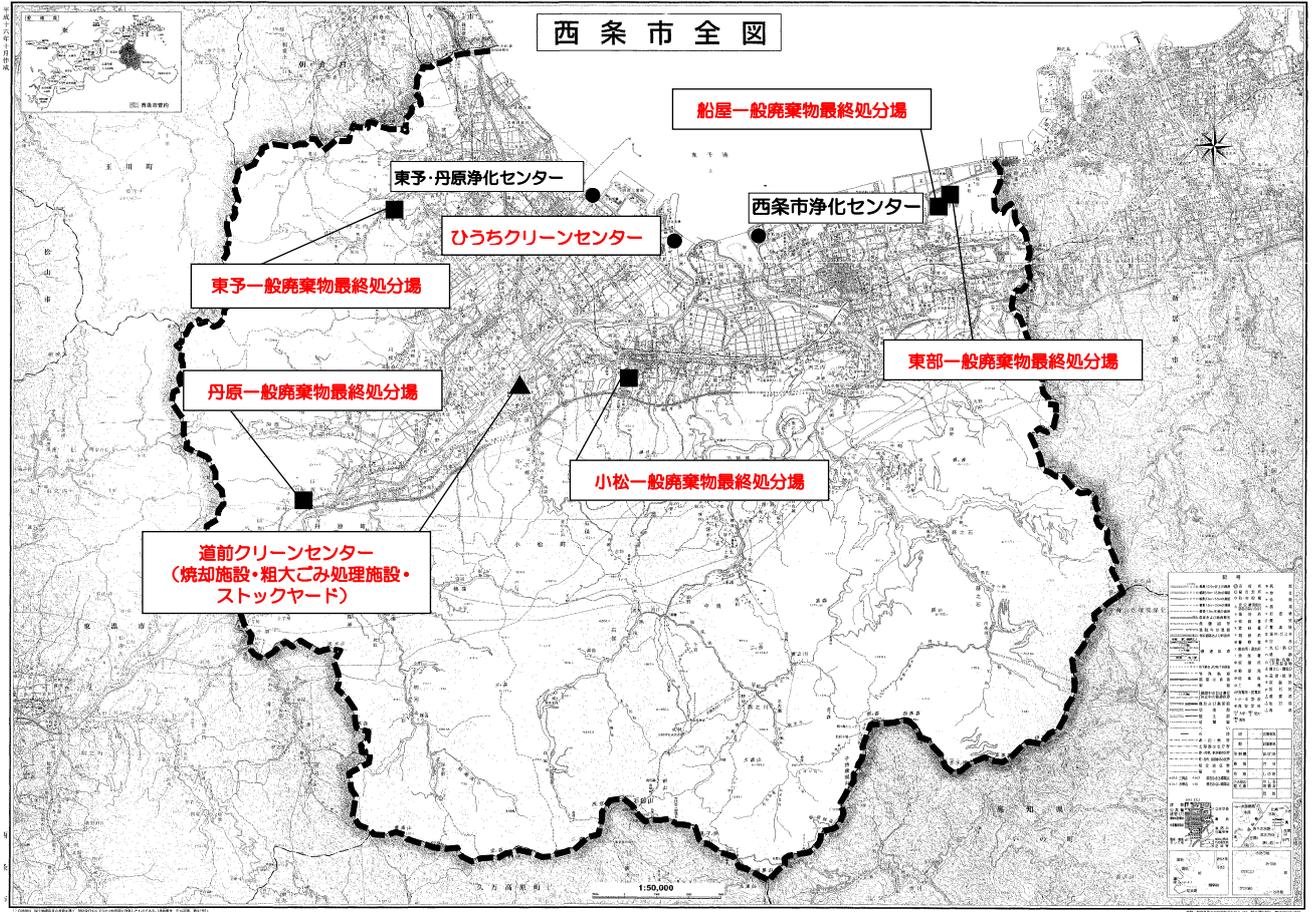


図 1 対象地域及び現有施設の位置



添付資料 2 : 目標設定に関するグラフ等

(1) 人口

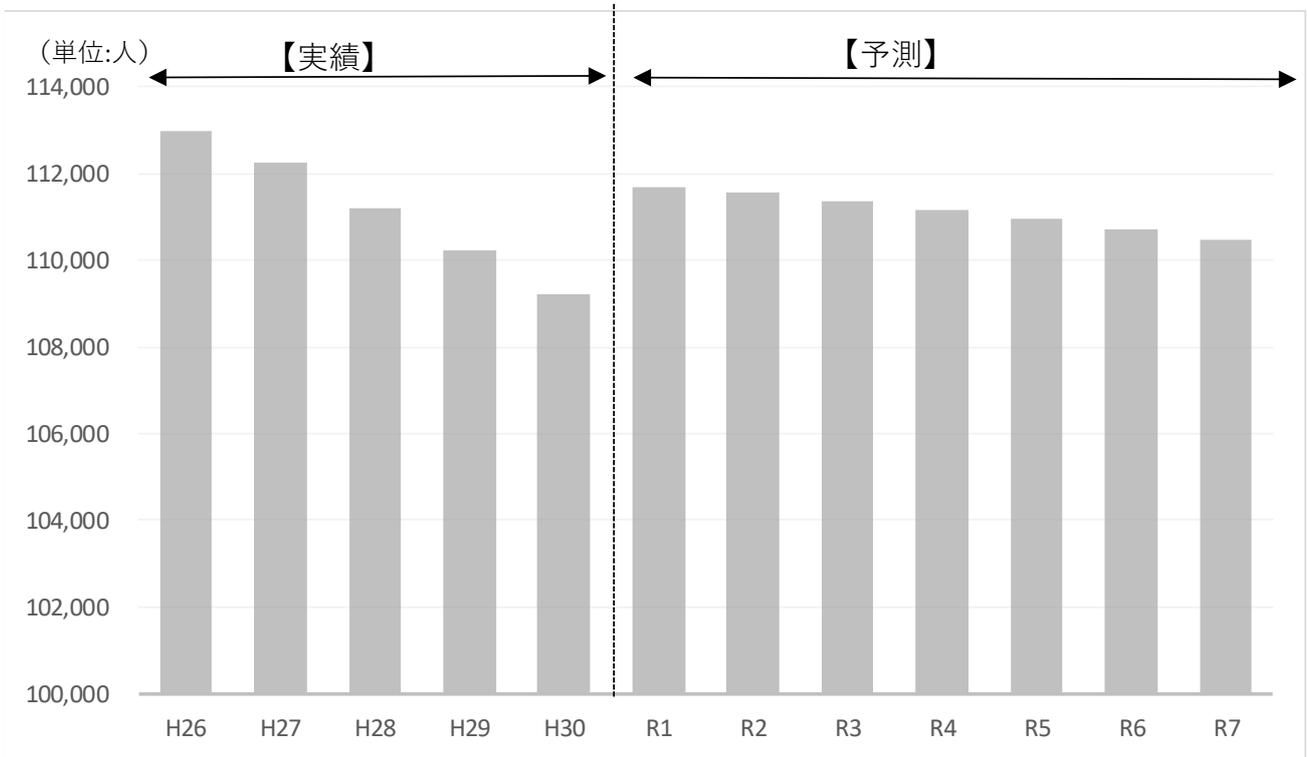


図 3-1 人口の実績及び推計

表 3-1 人口の実績及び推計

実績

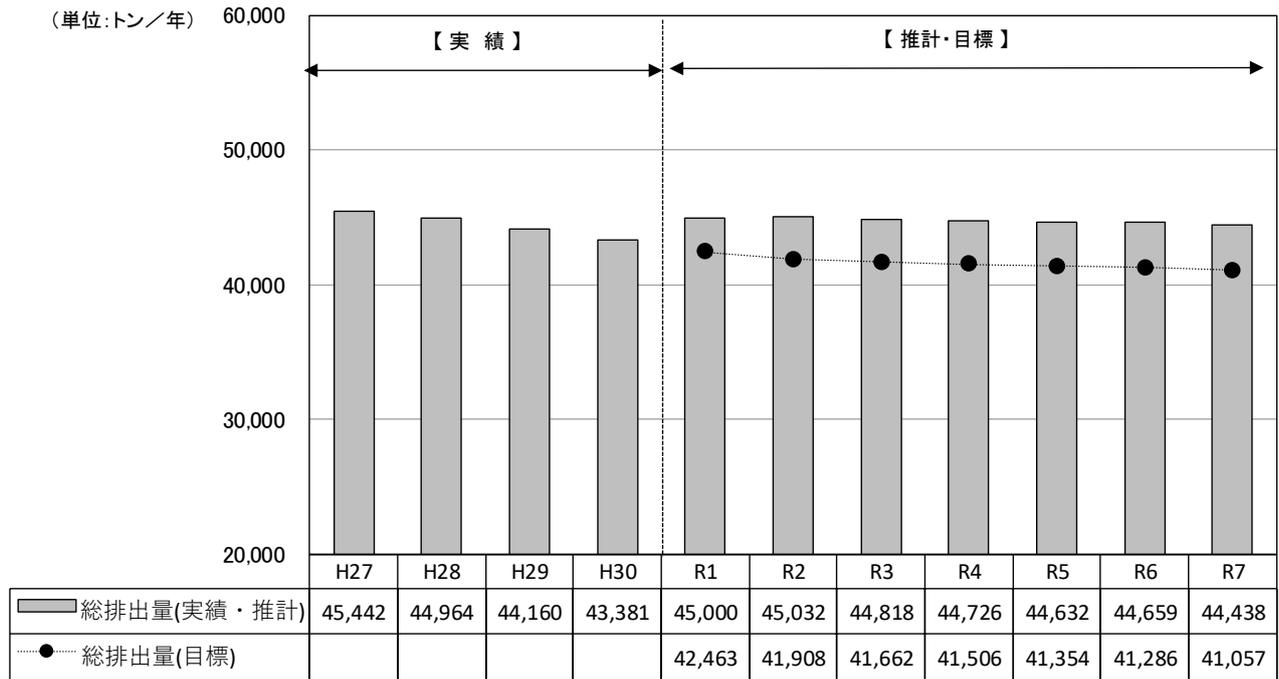
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人 口	114,003	113,127	112,363	111,799	111,194	110,236	109,235

推計

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人 口	111,694	111,547	111,375	111,179	110,962	110,723	110,465

※推計人口は、西条市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）資料編から引用

(2) ごみ排出量・処理量



※集団回収量を含む

図 3-2 総排出量（実績・推計）の推移と目標

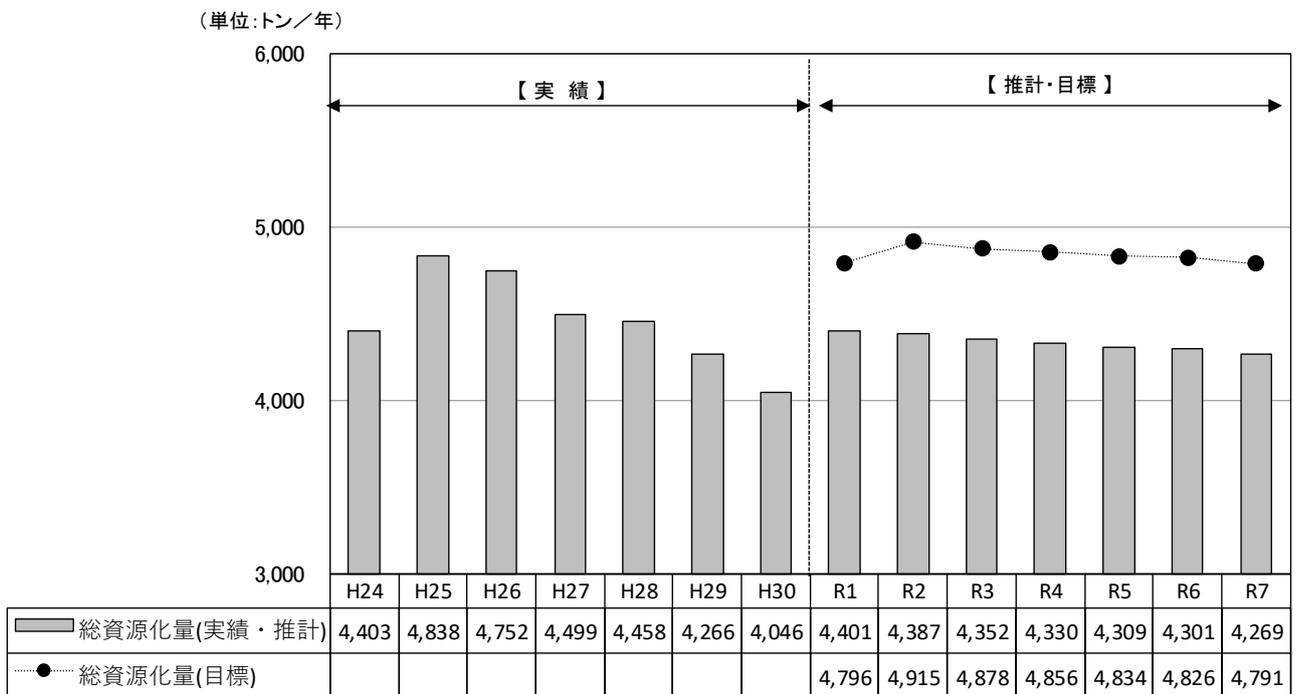


図 3-3 資源化量（実績・予測）の推移と目標

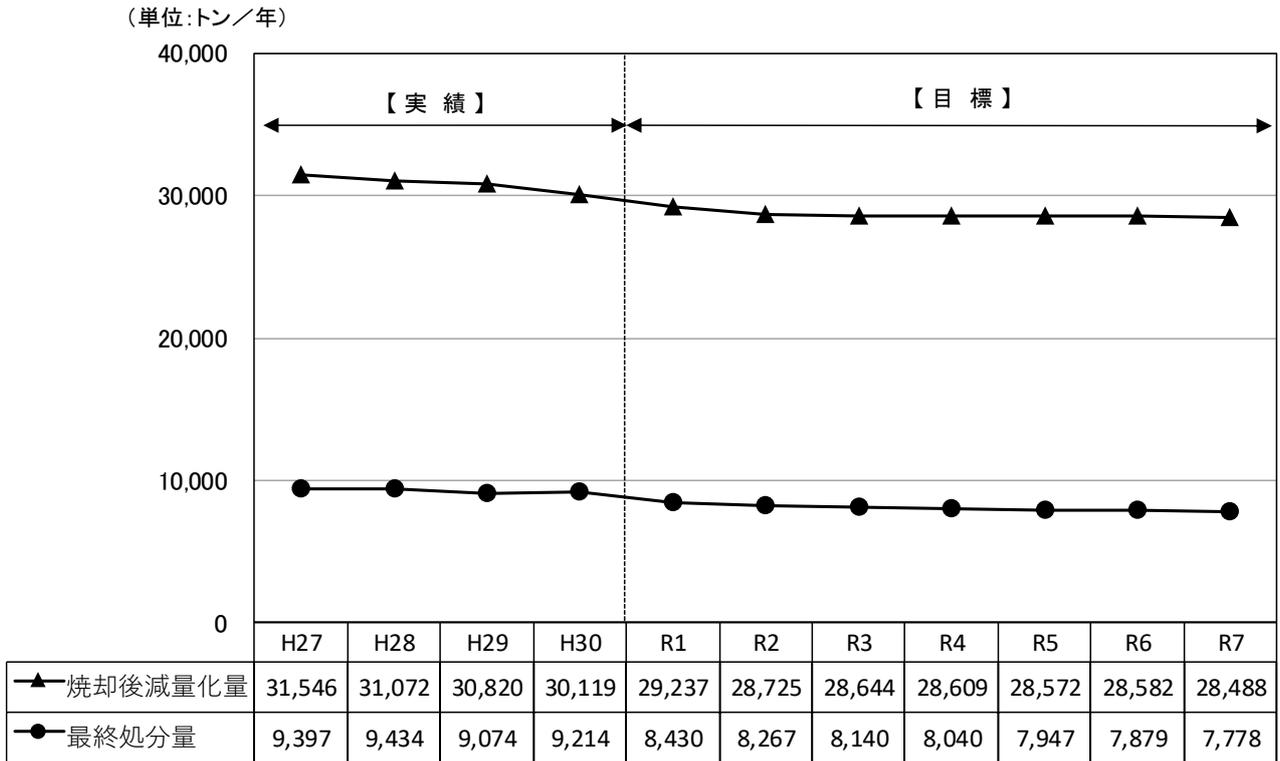


図 3-4 焼却後減量化量、最終処分量（実績）の推移と目標

(3) 生活排水処理形態別人口

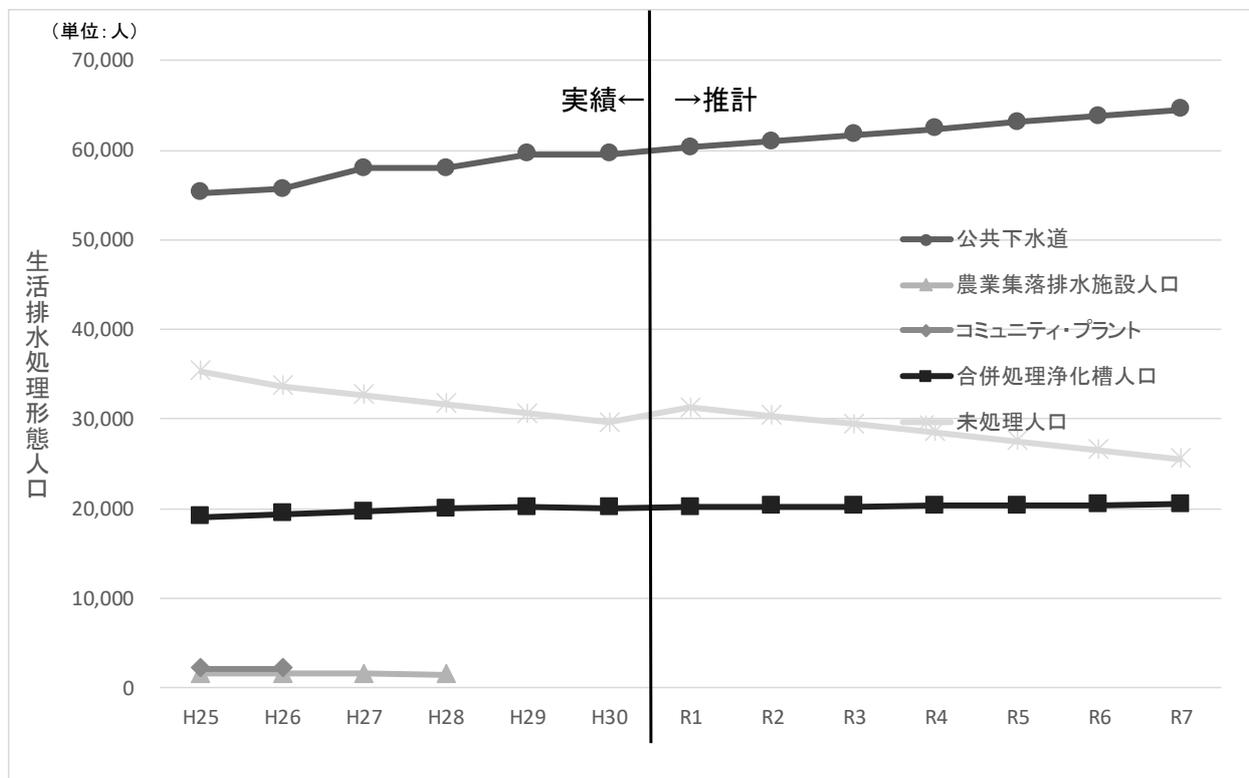


図 3-5 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

表 3-2 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

実績

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
処理形態別人口	公共下水道	55,026	55,671	57,931	57,986	59,536	59,564
	農業集落排水施設人口	1,531	1,535	1,534	1,494	公共下水道に接続	
	コミュニティ・プラント	2,175	2,142	公共下水道に接続			
	合併処理浄化槽人口	19,047	19,375	19,637	20,023	20,117	20,096
	未処理人口	35,348	33,640	32,697	31,691	30,583	29,575
	合計	113,127	112,363	111,799	111,194	110,236	109,235

推計

		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
処理形態別人口	公共下水道	60,268	60,972	61,676	62,380	63,084	63,788	64,492
	農業集落排水施設人口	公共下水道に接続						
	コミュニティ・プラント	公共下水道に接続						
	合併処理浄化槽人口	20,146	20,196	20,246	20,296	20,346	20,396	20,446
	未処理人口	31,280	30,379	29,453	28,503	27,532	26,539	25,527
	合計	111,694	111,547	111,375	111,179	110,962	110,723	110,465

添付資料 3 : 分別区分説明資料

分別区分		品目
もえるごみ		台所ごみ、貝がら・卵のから、紙くず(古紙以外)、トレー・ラップ、靴・長靴・皮革製品類、紙おむつ(汚物は除去)、布・衣類、保冷剤・使い捨てカイロ・ビニール袋、発泡スチロール(少量)・カップめん容器、使い捨てライター(ガス抜)、ビデオ・カセットテープ、軟質プラスチック製品(ペットボトルキャップ・おもちゃ等)、剪定枝・木くずなど
もえないごみ		小型家電製品(トースター・ゲーム機等)、台所用品(なべ・包丁・やかん等)、鏡・ガラスコップ、ガラス類(化粧品のみ・耐熱ガラス等)、瀬戸物類(茶碗・皿等)、空き缶、硬質プラスチック製品(バケツ等)、白熱電球(水銀不使用)、CD・レコード・DVD など
粗大ごみ		大型家電製品(掃除機・こたつ等)、家具類(タンス・机・いす・ベッド等)、自転車・三輪車・一輪車(遊具)、スポーツ用品(ゴルフクラブ・健康器具等)、布団・座布団・マットレス・毛布、波板(トタン・エスロン)、物干し竿・よしず・すだれ・ござ、ホース、コンロ・レンジ、ストーブ(電池・灯油は除去)、厚手の衣類・大きい布、カーペット・ポリタンク(石油用等)など
乾電池		乾電池・ボタン電池
資源ごみ	古紙	新聞(広告含む)・雑誌(教科書・辞書・単行本・雑がみ等含む)・ダンボール
	ガラスびん	無色、茶色、その他(飲料・食料用のびんに限る)
	ペットボトル	PET表示のあるもの(飲料・酒・しょうゆ用に限る)
スプレー缶・カセット式ガスボンベ		スプレー缶(殺虫剤・制汗消臭用・ヘアケア用・防水・撥水用・錆止め用等)、卓上用カセット式ガスボンベ
水銀使用製品		体温計、蛍光管

添付資料4：現有施設の概要

表 4-1 公共下水道の概要

名 称	西条市浄化センター	東予・丹原浄化センター
所 在 地	西条市港 400 番地	西条市三津屋 742 番地 2
供 用 開 始	昭和 60 年 3 月	平成 3 年 3 月
処 理 方 式	標準活性汚泥法	オキシデーショントイッチ法
整備事業年度	昭和 49～平成 17 年度 32 箇年	昭和 58～平成 24 年度 30 箇年

表 4-2 し尿処理施設の概要

名 称	ひうちクリーンセンター
所 在 地	西条市氷見戊 75 番地
供 用 開 始	令和 2 年 3 月
処 理 方 式	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式+資源化方式
処 理 能 力	72kℓ/日
整備事業年度	平成 28～令和元年度 4 箇年

表 4-3 焼却施設の概要

名 称	西条市道前クリーンセンター
所 在 地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
供 用 開 始	平成 3 年 11 月
処 理 方 式	流動床式（全連続運転）
処 理 能 力	200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉)
整備事業年度	平成元～3 年度

表 4-4 粗大ごみ処理施設の概要

名 称	西条市道前クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所 在 地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
供 用 開 始	平成 3 年 10 月
処 理 方 式	破砕（横型回転式）、選別（磁選、アルミ選別、風力選別）
処 理 能 力	30 t / 5h
整備事業年度	平成元～3 年度

表 4-5 スtockヤードの概要

名 称	西条市道前クリーンセンターストックヤード
所 在 地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
供 用 開 始	平成 6 年 11 月（増築 平成 23 年 5 月）
処 理 方 式*	油圧圧縮式 (10 t)
処 理 能 力*	約 120kg / h
整備事業年度	平成 5～6 年度 平成 8 年度 ペットボトル処理のための電気工事 平成 22～23 年度 増設工事

※ペットボトル圧縮梱包機

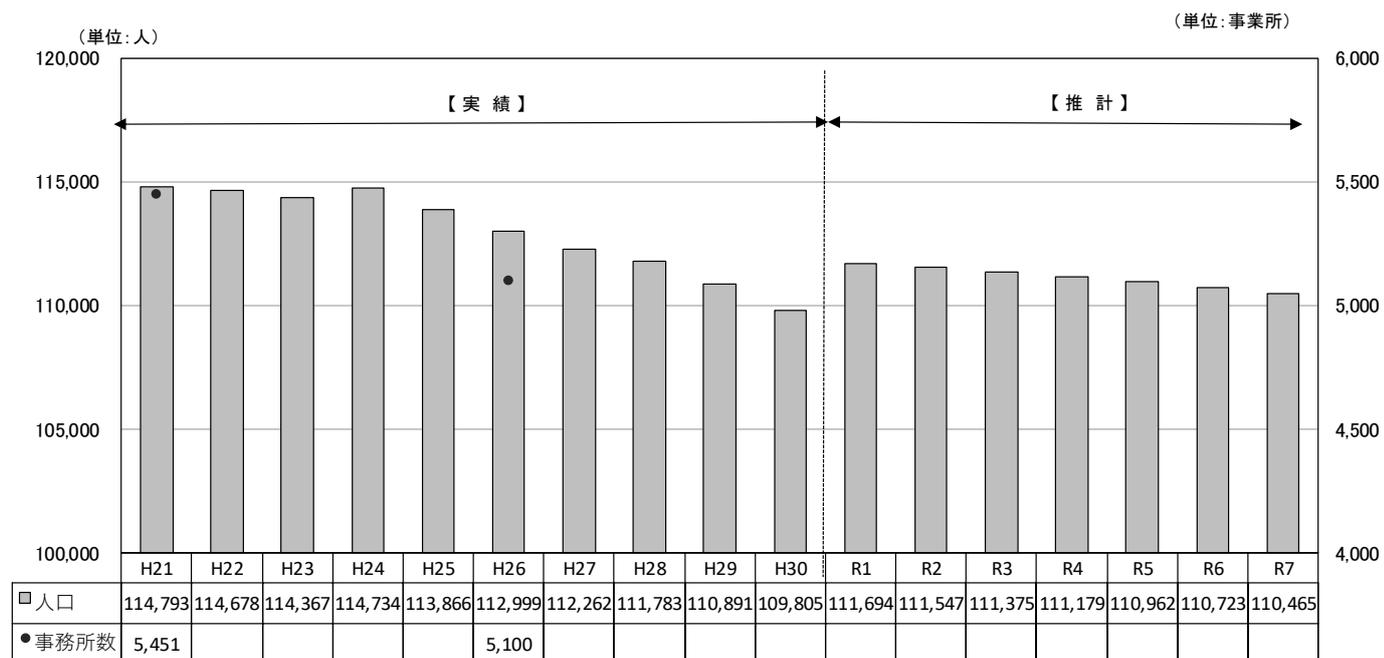
表 4-6 最終処分場の概要

名称	船屋一般廃棄物最終処分場	東予一般廃棄物最終処分場	丹原一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋乙 16 番地	西条市河之内甲 32 番地 1	西条市丹原町鞍瀬辛 566 番地 2
整備事業年度	昭和 60 年度	平成 4～5 年度	平成 10～11 年度
埋立開始年	昭和 61 年	平成 6 年	平成 12 年
埋立終了年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 7 年度
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)
埋立地面積	5,600 m <sup>2</sup>	13,600 m <sup>2</sup>	4,600 m <sup>2</sup>
全体容積	20,545m <sup>3</sup>	70,000m <sup>3</sup>	16,000m <sup>3</sup>
残余容量※	40m <sup>3</sup>	7,888m <sup>3</sup>	11,199m <sup>3</sup>
浸出水処理	—	凝集沈殿、生物処理(脱窒なし)、砂ろ過、消毒	凝集沈殿、砂ろ過、消毒

名称	小松一般廃棄物最終処分場	東部一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市小松町新屋敷乙 26 番地	西条市船屋甲 1 番地 1
整備事業年度	昭和 58 年度	平成 21～23 年度
埋立開始年	昭和 58 年	平成 24 年
埋立終了年度	平成 24 年度	令和 9 年度
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)
埋立地面積	7,421 m <sup>2</sup>	4,255 m <sup>2</sup>
全体容積	22,731m <sup>3</sup>	58,700m <sup>3</sup>
残余容量※	—	55,571m <sup>3</sup>
浸出水処理	—	凝集沈殿、膜処理

※平成 30 年度調査における残余容量

■添付資料5：指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



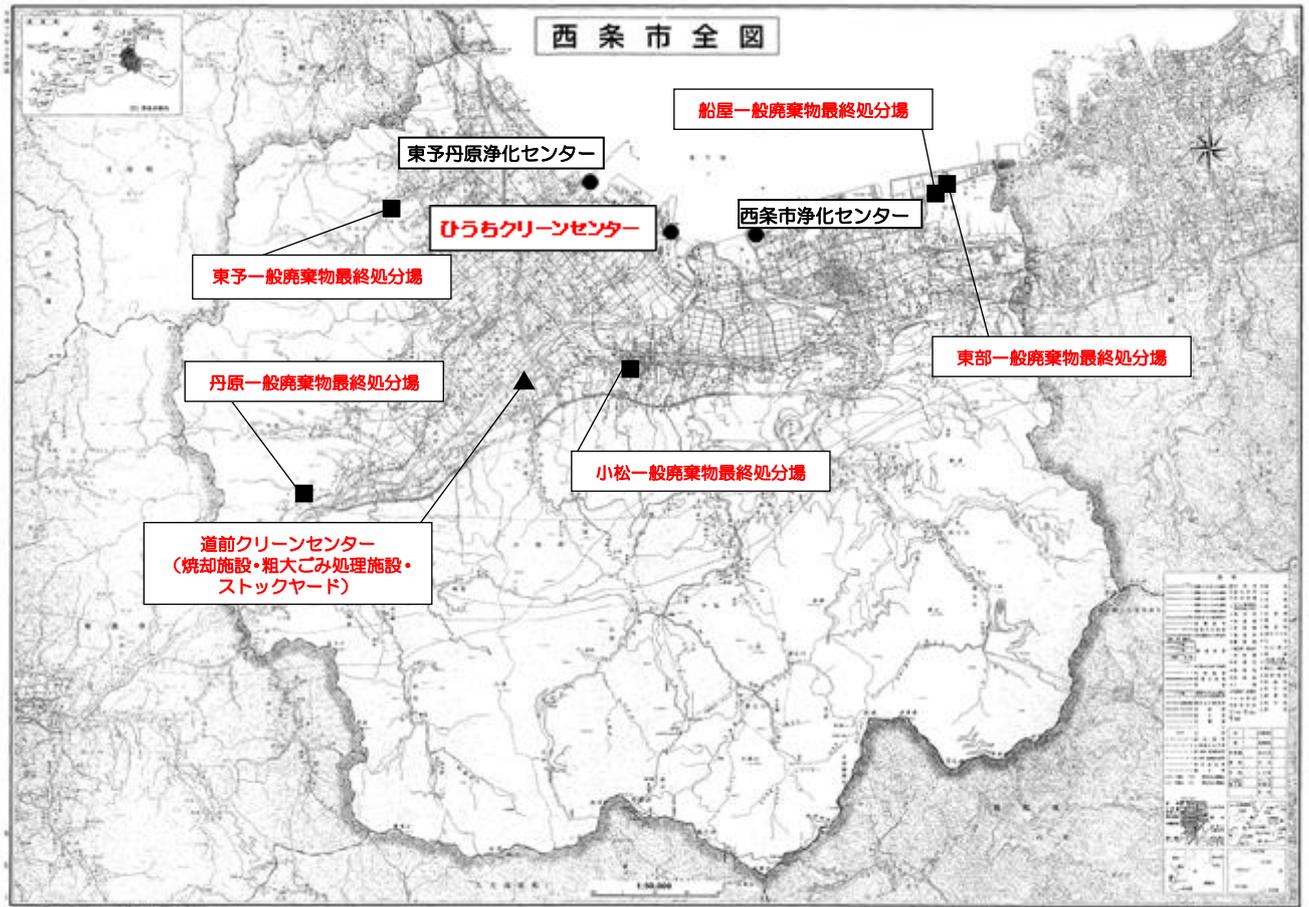
出典) 人口実績：住民基本台帳登録人口（9月末現在）

人口推計：総合戦略の人口ビジョンで示された変化率を用いて、住民基本台帳登録人口をベースに設定

事業所数実績：経済センサス（平成21年基礎調査、平成26年基礎調査）

■添付資料6：地域内の施設の現況と予定（位置図）

[現 状]



[将 来]

